

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第 卷一十五第

月二十年五十和昭

口繪 紀元二千六百年記念展觀會場寫眞

## 論叢

經濟變動と租稅政策……………經濟學博士 汐見三郎

中國に於ける特殊通貨としての匯割……………經濟學博士 小島昌太郎

經濟の統制について……………文學博士 高田保馬

## 研究

恐慌の歴史性と失業の歴史性……………經濟學士 桑原晋

資本不足と過剰生産……………經濟學士 青山秀夫

丹後機業の生産構造……………經濟學士 堀江英一

## 說苑

蠶種輸出に對する思想……………經濟學博士 本庄榮治郎

日滿支經濟建設要項に於ける産業分野の決定について……………經濟學士 菊田太郎

公益優先……………經濟學士 鈴木總一郎

ピグーの『戰時經濟論』……………經濟學士 有井治

## 記事

紀元二千六百年記念・經濟學部展觀

## 附錄

外國雜誌論題

本誌第五十一卷總目錄

# 説苑

## 蠶種輸出に對する思想

本庄榮治郎

幕末に蠶種輸出の行はれたことは既に本誌前號に於て述べた處であり、それは始めの制限主義より、後の自由賣買許可に迄發展したものであるが、この間に於て當局者は、その輸出を如何に見て居たであらうか。この點については前述の論稿に於て多少觸れた場合もあるが、茲に之を取纏めて検討したいと思ふ。

さてその思想は大別すれば、輸出を抑制せんとするものと輸出するも亦可なりとする意見とに分れるが、その兩者に於て種々の論據があるから、更に之を細別して検討する必要がある。

先づ輸出を制壓せんとする思想であるが、これには二種の論據があるやうに思はれる。

(一) 生糸織物の根元なるを以て輸出を非とする説  
 繭蠶卵は生糸織物の根元であるから、之を輸出することとは見合はせたい。然し條約上輸出を禁制して居ないから成るべく輸出を抑へたいといふ考は當時一般的のものであつた。例へば文久元年十一月四日神奈川奉行と佛國領事との對話書に『多分に輸出致し候ては産生の源も盡き候儀に付、多分に仕込候連も輸出は見合申度、見本位の儀は格別』云々といひ、文久二年の外國奉行等の意見にも『一體繭蠶卵之儀は繭織之元種にて御國用必須之品に候故多分輸出相成候ては自然拂底に相成諸國織本は勿論、其職方之者俄に生營取失ひ難滋可仕は必然之勢に有之』<sup>2)</sup>といひ、同年七月英佛公使へ致せる回答書の中にも『茲商の利を射るもの他の民工生業に害あるをも顧みず、その間に立入りて普く養蠶の家に搜求し一時に夥敷輸出せしめしかば、繭紡織造

1) 佛商ルレツト輸出蠶卵一件  
 2) 佛商ルレツト輸出蠶卵一件

を業とせるもの忽ちにその物本を失ひ、殆んど飢渴におよぶものから、自然その工作する所も抄取らずして繒絹之價益騰踊におよび、國中人民の難儀におよび、その弊害、歳の荒歉にひとしく、『云々と述べてゐる。此等と同趣意の文言は其後も屢あられてゐる處であるが、要するに繭蠶卵紙は生糸織物の基で濫に輸出するときは斯業成立たざるに至るから、國內有餘の分のみを輸出せんとする考も生じたのである。

(□)原料の輸出を非とする説 更に文久二年十一月神奈川奉行より『繭の儘にて手輕に輸出致し候様相成候而は吳服糸類に差響候は申迄も無之義に付』云々といひ、慶應元年六月蠶種自由賣買を評議せる際の勘定奉行同吟味役の意見書中に『生糸之元に有之候繭種紙等商賣品に相成候程に而は、紙の元たる楮三種、油の元たる菜種、又は藍玉紅花の類迄無論商賣品に相成、後來御國におゐて何様の御差支、何様の御不益可相成は難計、何とも不都合之次第に有之』云々といへることは別に異とするに足らぬ様であるが、更によく考ふ

蠶卵輸出に對する思想

れば、糸・紙その他の原料品たる繭・蠶卵紙・楮その他を、原料のまま輸出することは不都合なりとの意味をも含めるものといふべく、かゝる意味に解するならば、單に生糸織物の根元なりとする考よりも一步進んだ考であることはいふ迄もない。然しながら一般に貿易の性質に着眼して、原料は輸出せず、之に加工し製品となしたる後輸出すべきものなりとし、即繭蠶卵紙は生糸となし或は織物となしたる後に非れば、輸出すべきものに非ずとするところまでには當時の思想は進んで居なかつたものといふことが出来る。殊に外國奉行等が文久二年一月の評議書中に繭を輸出しても『殊に生糸に製し候品とは價の高低有之候迄の儀に付、其筋取締相立候は、強て差障り等有之間敷候得共』云々といへる如きは、原料品と製品とによつて貿易上の意義を異にすることを知らざる一證とすることが出来る。

### 三

輸出を認めんとする論據にも種々なるものがある。

3) 同上  
 4) 同上  
 5) 蠶卵自由賣買一件  
 6) 佛商ホレルツト輸出蠶卵抑留及横濱紡績揚用繭購買一件

(イ)條約を楯とする形式論 條約には繭蠶卵紙の輸出禁止を明記せざるを以て輸出を禁ずるを得ずとする説は屢説かれてゐる所であり、外國奉行の評議書にはかゝる議論が少くなかつた。かゝる條約の文面による形式論をとるにしても、日本の實狀としては繭・蠶卵紙を多く輸出しては國內産業に影響を與ふる故、成るべく之が輸出を制壓せんとする説が相當強かつたことは前述の所によつて明かである。

(ロ)増産説 この説は、貨物はその賣行がよくなれば自然増産せらるゝものであるから、蠶卵紙の場合に於ても同様増産額増加すべく、國內産業の差障りとなることなかるべしとの見方である。文久元年十一月外國奉行上申書の中に『捌方宜敷相成候得ば自然殖加可致ものに付、強て御差障りの儀も無之哉奉存候間、輸出不苦旨早々神奈川奉行へ被仰渡候方と奉存候』<sup>7)</sup>とあり、神奈川奉行も繭・蠶卵紙・生糸とも『追々産出方増殖致し候得ば敢て差支は有之間敷義と奉存候』<sup>8)</sup>としてゐる(文久二年七月)。かゝる考はこの後も屢々説かれ

てゐる所である。而して蠶卵紙の増産方については糸繭と種繭との二種があつて、蠶卵紙の増加を目的とする場合は自ら多數の種紙を生ぜしむる方法ありとして次の如く述べてゐる。即ち『蠶卵之儀は生糸の根元には候得とも繭之仕立方に糸繭種繭之二品有之、種繭に仕立候分は蠶蝶之勢強く蠶卵十分に産出いたし候儀のみを主といたし飼養ひ候得ば、聊の種にて多數の卵紙出來、其上巢空逆も、生糸には不相成候得ども、眞綿・紬・太織等を製し、不用には不相成、卵紙何程貿易品に相成候共決而生糸産出之差響には不相成趣にも有之』<sup>9)</sup>云々(元治元年八月神奈川奉行上申)と。

なほ慶應元年六月の神奈川奉行上申書中には、開港以來蠶種の輸出莫大なるも『御國用之織物等缺乏日用差支候との儀、是迄承知も不仕』たゞ價格騰貴したるのみで、殊に『甲信奥羽野州等僻土之貧民右生糸のため潤澤仕、不時之富を有し候者不少哉の由』といひ、進んで種繭・絲繭の兩種あることを説き『僅の蠶蝶にて無量之卵紙出來、更に手数も不相掛由に付、外國に

7) 同上  
 8) 繭系輸出に關する件  
 9) 蠶卵紙販賣規制一件

輸出等聊吝者蓋可任品に者無之哉』と説いてゐる。<sup>10)</sup>

(ハ)生糸輸出控制説

この説は蠶卵紙の輸出によつて生糸の輸出を抑制し得べしとする見解である。例へば元治元年八月神奈川奉行上申書の一節に『彼方望

にまかせ蠶卵御渡相成候方、生糸輸出高相減候一と廠にも可相成』とし若し外國へ持越し飼養し十分の産出を見るに至らば『却て彼方より持渡り御國地へ不足を補候儀にも可有之、此方物産之差響にも不相成、容易

に出来いたし候品を以、彼方之望みに應じ候得ば、則御國益之一廉に有之』と説いてゐる。<sup>11)</sup> 以上の説は原料を輸出して加工品の輸出を阻止せんとするものであり、而も之を以て國益なりと考ふるに至つては、當時の貿易に對する理會の如何に不十分なりしかを察するに足る。而もかゝる思想は實は外人の以て乗すべしとする所であつた。たとへば慶應元年プロシア商人トールと我鹿島屋との蠶卵賣買違約一件に關し三月二十三日横濱運上所に於て外國奉行と學國領事と會談せる際、領事より『昨年西洋にては蠶卵腐敗致し候間、御

國より輸出之種を以養蠶方行届候へ者、生絲輸出も減少致し却て御國の御爲に可有之』<sup>12)</sup>といへる如きこれである。

(ニ)稅收入増加説

更にまた慶應元年六月の神奈川奉行の意見書に『輸出高相嵩候得ば隨而稅銀取立方相増し御益不少と奉存候』<sup>13)</sup>とあり、かゝる點からも蠶種の輸出を是認せんとしたものゝ如くである。

四

蠶卵紙の輸出に對する消極及積極の論據は右の如くであり、而もそれは必ずしも常に一貫した態度を以て論ぜられた所ではないが、彼我の對話書、意見上申書、評議書等にあらはれてゐる勘定奉行、外國奉行、神奈川奉行等の態度及意見については、大體その傾向を察し得る如くである。即ち勘定奉行の意見には、對外關係についての認識が必ずしも十分ならざる如く考へらるゝ節がないわけではなく、その論がやゝ偏せる傾がある。之に反して外國奉行の意見は條約の文面にこだはれる感があり、而も對外態度は寧ろ軟弱であ

10) 一件買買一件

11) 規一由

12) 我鹿島屋に

13) 一件買買一件

日滿支經濟建設要綱に於ける産業分野の決定について

り外國から苦情を持ち込まれざるやうの方意を配つてゐる如き感がある。神奈川奉行の意見及態度は上述の兩者の中間にあり、現地に於ける對外交渉の任に當れる者として、よく事情に對應せる考を持つてゐる如く考へらるゝ點が少くないと思ふ。勿論かゝる評言は個々の場合に於ては當嵌らざる場合もあるが、少くとも本問題に關する大體の傾向としては以上の如きことがいひ得るのではないかと思ふ。

それは兎も角も、以上の意見によつて、當時我國の有利が外國貿易の本質を如何に理會してゐたかを知り得る次第であつて、開國直後の状態としては已むを得ざる所であるが、理會の程度の低くかつたことは一應之を認めなければならぬと思ふ。